

西谷会計事務所の業務品質

1 毎月の巡回訪問

西谷会計事務所では、毎月の巡回訪問を実践しています。月に一度会社を訪問して、会計処理や税務処理を確認して、経理担当者との打ち合わせや経理指導をしています。社長様と一緒に月次決算の数字の確認をしながら、対前年比や対予算比・同業他社の数字と比較して自社の状況を把握することで異常値や問題点の早期発見、先行管理が可能となります。

年に一度会計事務所に資料を持参したり、毎月会計事務所が訪問しても資料を持ちかえるスタイルでは、経営相談や税務相談は決算が終わった後になってしまいます。

月次訪問ならば、早い段階で問題点に気づくことができ、社長様の疑問点は早期に解消できるようになります。

2 節税指導

西谷会計事務所では、お客様に無駄な税金の支払いが生じないように、適正な節税の指導をしています。毎月の巡回訪問でタイムリーな業績管理が可能となり、年度末の着地点を早い段階で予測できます。社長様、経理担当者とのコミュニケーションが密になり、早め早めの対応で決算・節税対策の打ち合わせ時間も十分確保できるようになります。

同じ支出でも、税法の要件を満たしているかどうかで、税務上の経費（損金）になったりならなかったりします。事業年度が始まる前に提出しなければ効力を生じない届出もあります。

西谷会計事務所では、払わなくてもよい税金は払わずに済むように適切な節税指導をしています。

3 書面添付制度の利用

書面添付制度というのは、税理士が作成した税金の申告書に、税理士本人が、計算し、整理し若しくは相談に応じた事項を記載した書面を添付する制度のことです。この制度を利用すると、税務調査に至らないなど、税務調査の省略につながることがあります。

書面添付制度は、「正確な申告書の作成及び提出に資するとともに、国税当局がこれを尊重することにより、税務執行の一層の円滑化等が図られるもの」（国税庁HPより抜粋）ですが、書面の作成に手間がかかるという理由などから、普及率は7%程度にとどまっています。

西谷会計事務所では書面添付制度に積極的に取り組んでいます。

経理・税務・融資のトータルサポートで経営をバックアップ